

第4章 福生市農業の将来像と基本方針

第1節 福生市農業の将来像

行政面積が小さく市街地がほぼ大半をしめる福生市にとって、貴重な農地はまさに市民の宝物といえるのではないのでしょうか。数少ない農地が市民に新鮮で安全な農産物を供給するという農業本来の役割のほか、潤いのある景観を演出し市民に安らぎを与え、災害時には防災協力農地として市民に安心を与えるなど、多くの役割を果たしています。

こうした状況の中、都市農業が抱える様々な課題と向き合いながら、市民との連携のもとで農業者が貴重な農地を守り続け、農地を次世代に継承し、都市農業を育成していくために、福生市農業の将来像を次のように設定します。

福を生む 市民と共に 緑の発信 福生の畑

第2節 将来像を実現させるための基本方針

将来像を実現していくために、次の3つの目標を基本方針として設定し、施策の展開を図ります。

- (1) 農地の保全と活用
- (2) 活力ある農業経営の推進
- (3) 農のあるまちづくり

(1) 農地の保全と活用 ～ 減らしたくない福生の農地 ～

都市化の進行や相続発生により農地が減少している状況に歯止めをかけるため、営農環境の保全と基盤整備に努めていきます。また、災害時の防災空間や、生活環境に潤いをもたらす緑地空間など農地が持つ様々な機能の活用を目指します。

- ① 農地と営農環境を保全する
- ② 農地の多面的機能をつくる

(2) 活力ある農業経営の推進 ～ 育てよう 魅力ある農業経営 ～

地域の農業の継続的な発展のため、農業後継者などの担い手の育成支援の充実を図っていきます。また、農業者の経営意欲向上のため、認定農業者制度や家族経営協定などの整備をすすめ農業経営活性化への方策を検討します。同時に、環境に配慮した循環型農業を目指し、減農薬栽培などの技術向上などを図っていきます。

- ① 地域のリーダーとなる農業経営者を育成する
- ② 後継者と新たな担い手を育成する

③ 環境にやさしい農業を推進する

(3) 農のあるまちづくり ～ 福の生まれるまち 農のあるまち ～

市内で採れた新鮮で安全・安心な農産物の市民への供給を推進し、都市農業への理解の浸透を図っていきます。また、健康的な食生活を送るための知識や力を習得できるよう、学校給食の地場産野菜の活用や農業体験を通じて「食育」の推進を図ります。さらに、市民農園の拡大や農業イベントの充実など市民が農とふれあえるまちづくりを目指します。

- ① 地産地消と食育を推進する
- ② 農とふれあうまちをつくる

第3節 農業経営基盤強化に関する目標

将来像を実現するために、以下の事項について目標値を設定します。また、これらの事項については本計画に、農業経営基盤強化促進法に基づく福生市農業基本構想としての性格を持たせるうえで、必要な事項となっています。

1 農家戸数及び農業従事者数

平成22年の農家戸数は63戸ですが、平成12年から22年まで平均すると年約1.5戸ペースで減少傾向が続いてきました。平成27年では61戸であり、平成12年からの減少ペースは約1.2戸のペースとなっている状況です。

本計画に基づき各種施策を講じることによって、年約1戸程度に減少傾向を抑え、平成32年度の農家戸数を概ね53戸と設定します。

また、農業従事者数については、平成17年から平均年1人の減少傾向が続いており、平成22年現在98人となっています。平成27年では104人となっており、家族の農業従事により増加していますが、これまでの減少傾向と農業者アンケートの回答結果をふまえ、平成32年度の農業従事者数は90人と設定します。

2 農地面積

平成22年の農地面積は約15.7haであり、平成12年から22年までは平均すると年約3%の減少が続いてきました。平成27年では約13.5haと年約2%強の減少となっています。本計画の策定により減少率を抑え、平成32年度の農地面積は年平均2%減の約12.8haと設定します。

3 中心となる農家数

農業者アンケートの集計結果や販売農家数を考慮し、中心となる農家数を13戸と設定します。

4 認定農業者を目指す農家数

中心となる農家数のうち、経営モデルを目標とした経営改善を図っていく農家数を3戸と設定しま

す。

5 効果的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 効果的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

① 効果的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

平成27年では市内農地約13.47haのうち、生産緑地指定されている農地は約6.76haで、約50%を占めています。また生産緑地は効果的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作している農地となっているため、目標の設定値については、平成32年度の市内農地における生産緑地の割合とし、この間の追加指定と指定解除を勘案し、その数値を60%とします。

② 効果的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

(2) 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効果的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取り組みを促進します。その際、福生市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

① 福生市の新規就農者は、過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）、3人となっており、今後農業従事者の高齢化、減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

② 国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、福生市においては当該青年等の確保について、現状の約2倍とすることを目標とします。

③ 福生市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得300万円を目標とします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた福生市の取組

福生市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導及び経営指導については、西多摩農業改良普及センター、

JAにしたま等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(3) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

上記(1)の③に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に福生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、福生市における主要な営農類型については、「11 経営モデルの設定」に示す農業所得 300 万円を目標とする経営モデルを指標とします。

7 労働時間

年間労働時間の目標は、農作業の省力化を積極的に推進し、労働生産性の向上を進めるとともに、農業者の健康や余暇時間を確保することをふまえ、主たる農業従事者の一人当たりの年間労働時間を『1,800時間』と設定します。

8 農業所得目標

今後、自ら経営改善に取り組む意欲ある農業者への支援を推進し、地域の農業を担う農業経営体の年間所得目標額を『300万円』とします。また、現状自家消費等をおこなっている経営規模の小さい農家についても、年間農業所得を約50万円または0.1haあたりの年間農業所得を約50万円を目標に全ての農家が販売に取り組むことを目標とします。

9 経営管理の方法

経営管理の合理化を促進するために、農産物の販売では、直売を主軸に地場流通を促進するとともに、地元飲食店、小売店、教育福祉施設への販売などの販路の拡大に向けた取り組みを進めていきます。

また、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告に向けた取り組みを進めます。さらに、パソコン導入による作業及び販売の管理を行うことを推進します。

10 農業従事の態様等の改善

家族間の役割分担を明確化させ、定期的に休日がとれるように進めます。また、農繁期に臨時雇用従事者や援農ボランティアが確保出来るよう制度を整えます。さらに、家族経営協定の締結に基づき、給料制、休日制を確立させていきます。

11 経営モデルの設定

経営モデルは、本市の農業を担う農業経営体を概ね10年間で育成する目標として、以下のモデルを設定します。

分類	営農モデル	労働力 (人)	農業所得 (万円)	経営面積 作付面積	主な品目	主な設備機械
野菜	野菜の直売と花壇苗の委託生産を主とした経営	2人	400	60a 80a	トマト、キュウリ、大根、ホウレン草、花き類	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
野菜	野菜の直売と花壇苗の委託生産を主とした経営	2人	300	40a 50a	トマト、キュウリ、大根、ホウレン草、花き類	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
野菜	野菜の直売を主とした経営	2人	400	60a 80a	トマト、大根、ホウレン草、切り花、ブルーベリー	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
野菜	野菜の直売を主とした経営	2人	300	40a 50a	トマト、大根、ホウレン草、切り花、ブルーベリー	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
花き	鉢物・花壇用苗物を主とした経営	2人	500	40a (施設15a) 40a	鉢物、花壇苗	パイプハウス かん水装置 動力噴霧機
花き	鉢物・花壇用苗物を主とした経営	2人	300	40a (施設10a) 40a	鉢物、花壇苗	パイプハウス かん水装置 動力噴霧機

12 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全域市街化区域のため、本事業は該当しません。

13 農地利用集積円滑化事業に関する事項

全域市街化区域のため、本事業は該当しません。